

表 赤浜地域における復興まちづくりに伴う経緯

期 日	内 容
平成24年 1月19日 ～1月27日	住宅再建に関する意向調査
平成24年 3月18日	赤浜地域住民説明会
平成24年 5月 7日	第1回大槌町都市計画審議会
平成24年 5月28日	第1回赤浜地域復興まちづくり懇談会
平成24年 6月11日 ～6月15日	居住意向調査 (仮設住宅団地談話室等にて開催)
平成24年 7月28日 ～8月3日	町外復興まちづくり懇談会 (遠野市、紫波町、北上市、盛岡市、花巻市)
平成24年 8月 6日 ～8月31日	居住意向調査 (8月13日から16日の期間は赤浜小学校体育館にて実施)
平成24年 9月 4日	防災集団移転促進事業計画の大臣同意取得
平成24年 9月 5日	赤浜地区防災集団移転促進事業に係る事業計画説明会
平成24年 9月10日	第2回大槌町都市計画審議会
平成24年 9月12日	東京大学大気海洋研究所附属国際沿岸海洋研究センター 移転計画(案)説明会
平成24年 9月19日	第2回赤浜地域復興まちづくり懇談会
平成24年10月24日	第3回赤浜地域復興まちづくり懇談会
平成24年11月 7日	第4回赤浜地域復興まちづくり懇談会
平成24年11月13日 ～11月20日	町外復興まちづくり懇談会 (遠野市、北上市、盛岡市、紫波町、釜石市、花巻市)
平成24年11月22日	防災集団移転促進事業計画第1回変更の大臣同意取得
平成24年11月25日	第5回赤浜地域復興まちづくり懇談会
平成24年12月25日 ～ 1月25日	防災集団移転促進事業(高台移転)に係る 住宅地申し込み(第1次)受付
平成25年 2月 5日	第3回大槌町都市計画審議会
平成25年 2月24日	第6回赤浜地域復興まちづくり懇談会
平成25年 3月 7日	赤浜地区震災復興土地区画整理事業の大臣認可取得
平成25年 3月18日 ～ 3月22日	町外復興まちづくり懇談会 (遠野市、紫波町、盛岡市、花巻市、北上市、釜石市)
平成25年 3月26日	赤浜地域(既存住宅)復興まちづくり懇談会
平成25年 4月14日	第7回赤浜地域復興まちづくり懇談会
平成25年 6月21日	第1回赤浜地区震災復興土地区画整理事業審議会
平成25年 8月25日	第8回赤浜地域復興まちづくり懇談会

(出典) 大槌町「第8回赤浜地域復興まちづくり懇談会資料」(平成25年8月)

【20110135】防災集団移転促進事業(野田村 城内・米田・南浜地区)

①検討経緯

○早期からの事業手法に関する情報収集と情報提供

- ・ 高台への移転については、必ず必要になるとの認識を早期からもっていたことから、UR や国交省の「復興パターン調査」を支援しているコンサルタント等から様々な情報を収集し、事業内容についての理解を深めた。
- ・ 同時に、防災集団移転促進事業については、最も早い地域で平成 23 年 5 月 20 日から説明会を開催しており、その後も自宅再建の意思の有無について 4 ~ 5 回にわたり、意向調査については実施した。

○大臣同意にむけた移転計画図面の優先的な作成

- ・ 大臣同意にむけては、まず移転計画図面が必要になることから、図面作成を最優先として書類の整理を進めた。
- ・ 大臣同意書類の提出後、より詳細な図面の作成については、県から紹介を受けた、東京大学建築学部の内藤名誉教授のアドバイスを得ながら作成した。

②検討体制

- ・ 検討地区における住民側の合議組織は設置せず、事業関係者に対する説明会を繰り返し開催し、理解を深めた。

③住民合意形成の概要及びポイント

○村外避難者も含めた早い段階からの意向調査の実施

- ・ 事業決定前から、複数回にわたり意向調査を実施した。また、従来から市町村合併をしてこなかったことが功を奏し、住民全員の所在を把握していたため、村外避難者等村内にいない住民に対しても郵送等による意向把握を実施できた。

○最新の情報提供と土地買取価格の目安の提示

- ・ 住民への情報提供にあたっては、可能な限り最新の情報を提供するよう心がけた。
- ・ また、必要な資金が明確にならないことが被災者の不安感を高め、生活再建の方法について判断できないという事態につながっていたことから、土地の買取価格について、見込額を早期に住民に提示した。

○トップダウンでの推進による事業の早期実施の実現

- ・ 平時から住民とのつながりが深いことから住民意見が直接聞こえやすいことに加え、トップダウンで事業を推進できたことが、早期に大臣同意に持ち込めた要因として大きい。
- ・ 移転先候補地については、敷地規模から考えて当初から限定されていた。加えて事業が早期に決定したことにも有り、土地価格が変動する前に移転先候補地の土地取得が可能となり、取得が順調に進むことにもつながっている。

④有識者・専門家等の中間支援の活用

○防災集団移転促進事業の集落デザインにおける専門家の活用

- ・ 県からの紹介で、東京大学の内藤名誉教授から支援を受けた。
- ・ 防災集団移転促進事業による移転希望者は、時間の経過とともに減少することも想定されたことから、移転先の災害公営住宅の計画について適時に見直しを行うとともに、住宅に困窮する被災者を入れさせた上でなお空きが生じた場合には、最終的に村が I ターンや U ターン事業に活用する公営住宅として管理することも想定している。そのため、住みよい環境にしたいとの村の思いも強く、内藤名誉教授のアドバイスは非常に有効であった。

⑤実施上の課題

○防災集団移転促進事業を活用するための災害危険区域の設定エリアの確定

- ・ 防災集団移転促進事業が利用できるのは災害危険区域に指定したエリアだけであり、そうでないエリアは災害公営住宅を活用せざるを得ない。しかし、野田村の場合、被災エリアが非常に広大なエリアであるため、すべてを災害危険区域とするとまちづくりが成り立たないという問題があった。
- ・ このため、被災エリアの一部のみを防災集団移転事業の対象とした。エリア外となつた住民は災害公営住宅で対応する形とした。
- ・ その結果、防災集団移転促進事業と災害公営住宅で支援内容が異なる点も問題となつた。

○移転先土地取得・造成のための法的規制への対応

- ・ 移転先について保安林や文化財保護法など様々な規制があり、それにより手続きが必要となるが、調査員が少なくこうした規制を確認し対応していくことが困難であった。

【20110136】防災集団移転促進事業（仙台市）

①検討経緯

○復興計画策定と並行した住民意向の把握

- ・ 仙台市復興計画策定の検討と並行して、津波被災者に対する「住民意向アンケート」（平成23年5月及び同10月）による意向把握を実施するとともに、「東部地域まちづくり説明会」（平成23年8月及び9月）を実施し、津波浸水シミュレーション結果の説明や防災集団移転促進事業の概要、移転対象地区案等の提示等を行った。

○災害危険区域の指定と防災集団移転促進事業の実施の決定

- ・ 平成23年11月30日に復興計画を策定した後、平成23年12月16日に計画に基づき議会において災害危険区域を指定し、翌日から「防災集団移転促進事業に関する説明会（第1回）」を開催した。
- ・ その後、防災集団移転促進事業等に関する意向調査を行いながら、同事業の実施を決定した。

○移転先決定に至るまでの相談会の開催による住民意向の把握

- ・ 平成24年1月から対象地区住民に対し、個別相談会を複数回に分けて実施した。個別相談会では、防集事業での支援内容や負担額の想定などについて、被災者毎に個別に相談対応した。
- ・ また、「防災集団移転促進事業に関する説明会（第2回）」を開催し、移転先周辺地域の情報提供や買取価格提示等、移転にかかる情報提供を中心に実施した。

○移転先の決定

- ・ 具体的な移転場所については、震災前から本市が掲げていた、機能集約型のまちづくりの方針をふまえて、市から案を提示し、相談会等で住民意見を把握しながら決定した。
- ・ その後、平成24年3月末に各被災者の移転希望先等を把握するための「申出書」の提出を被災者に依頼した。

○移転先毎の説明会・意見交換会の開催

- ・ 平成24年6月から移転先毎の説明会を開催するとともに、同年9月より、当該地域への移転希望者のみを対象として、ワークショップ形式での「まちづくり意見交換会」を開催し、移転先での具体的なまちづくりについて議論を行い、合意形成を図った。

②検討体制

○時系列での検討体制の変更

- ・ 集団移転先が決定する以前は、住民全体を対象とした説明会を中心とし、申出書が提出され、集団移転先の確認後は、その移転先地区ごとの移転希望者を対象に、ワークショップ又は説明会形式で今後のまちづくりの検討を行う「まちづくり意見交換会」が主な検討主体となった。

③住民合意形成の概要及びポイント

○きめ細やかな相談対応の実施

- ・ 「①」に示したとおり、様々な説明会や相談会を開催しているが、その中でも「防災集団移転促進事業に関する個別相談会」は、被災地又は仮設住宅近隣で人が集まりやすい場所に会場を設定し、ブースを設け、各自に職員を配置して対応した。
- ・ 相談時間は一人あたり1時間を基本とし、被災者の入れ替わりや相談時間の延長等を考慮し、30分の余裕をみた。個別相談会は計7回開催し、延べ2,600件の相談を受け付けた。

○「申出書」による意向の確認

- ・ 移転先を移転希望者が自由に選択する方式としたこともあり、事業計画を作成する上で、各被災者の移転希望先等についての意向を確認する必要があったため、「申出書」を独自に作成し、被災者に提出を依頼した。
- ・ 申出書の記入についての説明会も開催している。

○市のまちづくりの考え方による移転候補地の提示

- ・ 本市としては、震災前から機能集約型のまちづくりに取り組んでおり、その考え方に基づき、コミュニティの維持を図りながら、東部地域の被災地から市内の3つの東西方向のラインに沿って、概ね中学校区単位の中で西部地域に移動する方針で移転候補地を検討した。

- ・ 移転元との土地の価格差や農業に従事する被災者などに配慮し、市街化調整区域内の移転先を想定し、さらに可能な限り既存集落に隣接することを意識した。それ以外にも区画整理事業を着手あるいは事業化しようとしている箇所についても、移転候補地として提示した。
- ・ 具体的な移転場所決定方法については、市側から提示を行い、説明会や個別相談会などで意見を把握しながら確定した。

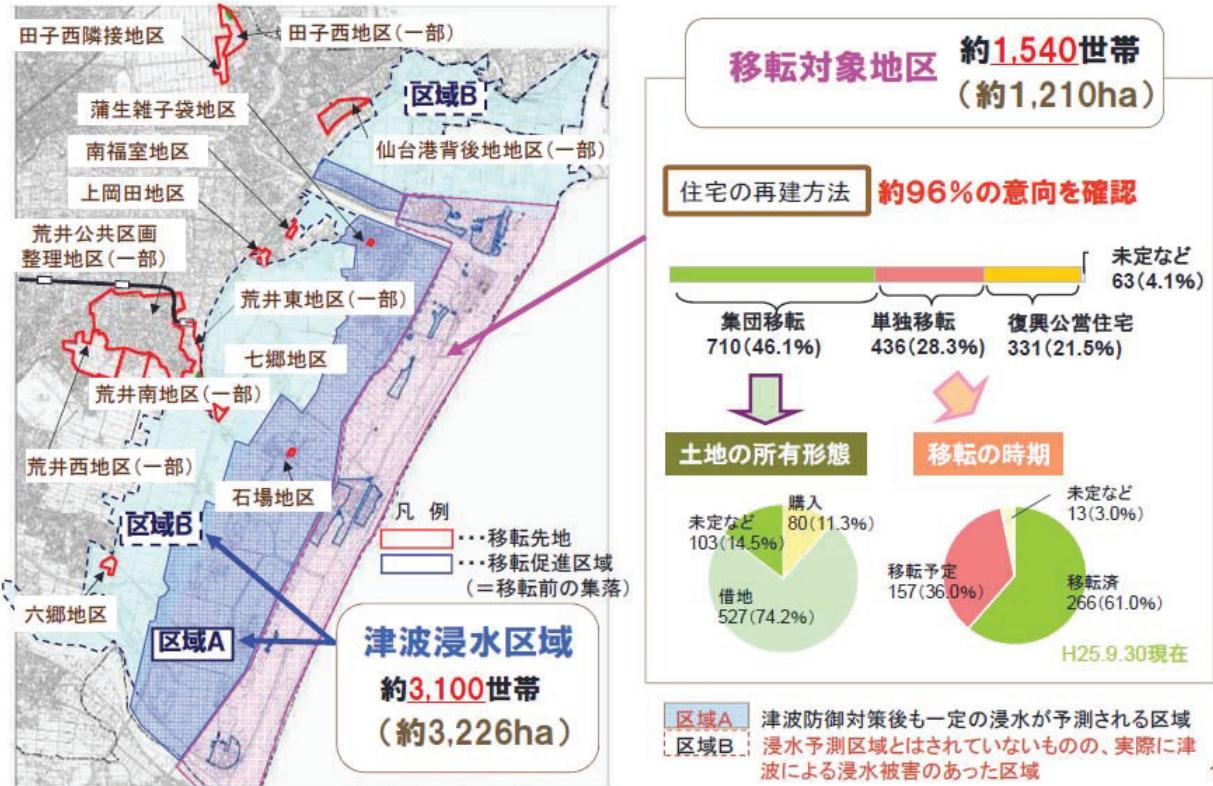


図 東部地区における災害危険区域の設定と移転先

(注) 区域A及び区域Bについては独自制度による支援

(出典) 仙台市復興事業局震災復興室「仙台復興リポート vol. 13」 (2013. 11. 21)

○移転先毎の詳細なまちづくりの検討

- ・ 移転先確定後は、移転先毎に「集団移転先に関するまちづくり意見交換会」において、造成計画の平面図等をもとにワークショップを開催し、まちづくりについての意見交換を行った。
- ・ 第1回及び第2回ではハードに関する合意形成を図り、その後はソフト面の内容に移行している。具体的には、宅地決定の方針や集団移転先のコミュニティ、公園緑地の利用方法、街並みづくりのルール（地区計画）などである。
- ・ 将来的にはコミュニティのあり方についても検討が必要であるが、現段階では、ある程度被災者一人ひとりの住宅再建が進まなければ議論が難しい状況である。今後は、移転希望者と既存の町内会との交流の場を設けるなどの取り組みを想定している。

【20110137】防災集団移転促進事業（石巻市）

①検討経緯

○復興基本計画策定段階での集落毎の合意形成

- ・ 各集落単位で復興基本計画策定時に合意形成をはかつており、それをもとに事業計画を始動させた。
- ・ 復興基本計画策定段階において、複数集落を集約することを被災者に提案したが、漁業権の問題等もあり各集落単位で復興したいという住民意向が強かったことから、原則として集落単位での移転事業を実施した。

○災害危険区域の指定

- ・ 災害危険区域については、平成 24 年 12 月 1 日に指定した。
- ・ 当初災害危険区域の指定は移転先整備後に指定する予定であった。しかし、国の制度改正により、災害危険区域の指定がかかっていれば、個人移転の場合に防災集団移転促進事業とおなじ支援を受けることが可能な「かけ地近接等危険住宅移転事業」において金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額の補助を受けることが可能となったことや、従前地の買取りが可能となったことで、当該事業によるメリットを享受することが可能となるよう、災害危険区域の指定を早める必要性が生じ、予定より前倒しで指定した。

②検討体制

- ・ 各総合支所が住民の把握と合意形成を図る中心的な役割を果たしており、そのバックアップを大学等が実施した。本庁半島部・牡鹿地区では、建築家による復興支援のネットワークであるアーキエイド（Archi+Aid）事業として全国の建築系大学のネットワークが、北上地区では北海道大学等と JIA（公益社団法人日本建築家協会）が、雄勝地区では雄勝スタジオがそれぞれ支援を行った。
- ・ 各地域では、従来からあった「行政区」が震災後も存続していたため、総合支所が住民側の窓口として機能していた。

③住民合意形成の概要及びポイント

○定期的な訪問による被災者の安心感向上

- ・ 各地区では沿岸部の集落再生について絶望している被災者も多く、再建や復興に対して希望を与えることが重要と考えた。そのため、情報がない中でも、定期的に住民と接触し、安心感を持つもらうことを重視した。
- ・ その際、他地域の復興に関する情報提供などについて、市職員では語ることができない再建・復興に向けた夢や希望を、支援に入っている大学の学生が話すことが、被災住民の地元での復興への希望をつなぎ止める上で非常に有効であった。

○説明会の実施

- ・ 各集落単位で説明会を実施した。また、被災者に対しては、被災状況等様々な国・県・市主体によるアンケートが実施されていた。

○高台移転を前提とした議論の実施

- ・ 高台に移転することをほぼ前提として議論を進めた。これについて異論はなかった。
- ・ 具体的な事業手法の説明については平成 23 年 8 月から開始した。各集落とも、平成 24 年 12 月には仮設住宅への入居がほぼ終了しており、その段階から高台移転についての議論を開始した。
- ・ 説明会の後、意向調査や移転候補地についての協議・検討を行い、再度意向調査を実施した上で事業計画についての合意形成を行った。

④有識者・専門家等の中間支援の活用

○大学の地区支援活動の市役所における総合的な把握と役割分担

- ・ 「②」で示したとおり、各地域には大学等が個別に支援を行っていたが、各大学は当初、総合支所から各被災集落の状況等の聞き取りを実施していたため、大学の活動内容について市として調整をかけることが可能となった。
- ・ 例えば、「アーキエイド（Archi+Aid）」が支援に入る際、市に対して活動への後援依頼があった。市としては、高台に何世帯がどの程度の規模で、どのように住みたいかといった被災者ニーズの把握を必要としていた。そのため、これに関する調査をアーキエイドに依頼するとともに、参加している各大学間の調査内容や結果にばらつきがないように、ヒアリング内容について調整を行った。

- ・ また、有識者が実施する住民への説明は、個人的な「思い」に偏る可能性が考えられ、そうしたことを防ぐこと、情報の錯綜による混乱を防ぐこと、また行政として大学が実施する支援内容を把握しておくこと等を目的として、原則として職員とコンサルタントが大学の学識経験者らと一緒に地域に入ることとした。

○多様な経緯による大学の参加

- ・ 各地域に入った大学のうち、東北大学は「包括連携協定」により各地域に入っているが、その他の大学では、被災直後に関係者が石巻に在住している等の理由で支援に入っている例もあり、経緯は多様にみられた。

⑤実施上の課題

○所有権の確認や許認可関係への対応

- ・ 移転先の山林の所有権移転がなされていないケースの他、集落の共有地であり権利関係が明確でなくその確認に時間を要したこと、埋蔵文化財や国定公園、保安林など様々な法規制があり、この許認可手続きに時間を要したことが大きな課題であった。
- ・ こうした問題のため、移転先候補地については、できるだけ規制がかからない場所を選択するようにした。
- ・ 事業進捗の早さは、許認可関係と用地取得の問題の有無がポイントになるだろう。

○まちづくりに対する被災者の意見の把握の難しさ

- ・ 防集事業の具体計画の場合でも、実際に造成される前の構想段階では、有識者が提示するような「自然の地形を活かした造成」または「リゾート地のような造成」などのレベルの構想について、被災者の方々は特に違和感なく聞き入れているが、造成の実施設計の段階になると、「土地は整形でないと使いにくく道路は直線であるべき」等、構想とは離れた、現実的な意見が出されるようになり、非常に苦慮した。
- ・ 集落ごとの対抗意識が非常に強い点にも配慮した対応が必要であった。

○不在者の個人情報の共有

- ・ 不在者については、義援金等の受け取りに必要な罹災証明書の発行の段階で現住所の記載が必要となるため、そこで把握できることが多かった。また、それ以外にも、公費解体を申請する段階など、被災者に直接利害が生じる手続きの段階で住所情報の把握は可能であったが、府内でそうした被災者の個人情報をうまく共有できないことが課題であった

○他市町村との支援内容の違い

- ・ 他市町村ごとに独自支援が行われている場合、同じような支援を実施してほしいとの要望が市民からも寄せられた。しかし、当市は被災規模が甚大で、被災者数も多数にのぼったため、財源的にも同様の支援を行うことは難しく、非常に苦慮するところであった。

○事業制度や事業実施の手続上の問題

- ・ 復興整備協議会を通じた許認可の手続き上、協議会開催の約3ヶ月前までに権利関係の合意形成を含めた準備が概ね完了している必要があり、スケジュール上非常に厳しいものがあった。
- ・ 防災集団移転促進事業等に伴う土地の購入は、不動産鑑定を行い適正価格で購入することとなっているが、不動産鑑定士が不足する中、その対応は非常に困難であった。

【20110138】防災集団移転促進事業（岩沼市）

①検討経緯

○集落別の意思決定

- 最終的に移転するか否かの最終決定は各集落の意向に任せることとした。

○災害危険区域の指定

- 平成24年12月に沿岸地域一帯を災害危険区域に指定し、居住不可とした。

②検討体制

○被災6地区による「6地区代表者会議」による検討

- 震災直後に「6地区代表者会議」を立ち上げ、平成23年4月18日に初回協議を実施し、平成25年12月現在も協議を継続している。
- 6地区代表者会議は、各地区の町内会長、区長、町内会役員等で構成した。
- また協議内容を市の決定事項とするため、毎回市長または副市長が必ず出席した。

○住民主体での検討組織「玉浦西地区まちづくり検討委員会」による検討

- 集団移転が単なる宅地造成ではなく、世代交代して未来に引き継がれる持続可能なまちづくりを行うものであることを市として位置づけ、住民主体で検討してもらうため、「玉浦西地区まちづくり検討委員会」（平成24年6月）を設置し検討を行った。
- 検討メンバーは移転対象地区住民、移転先周辺地区住民、有識者、アドバイザーで構成され、移転対象地区代表者は被災6地区から3名ずつ選出した。その際、多様な市民の声を拾うため、「区長」「女性」「若者」という指定をして選出してもらった。

表 6地区代表者会議における検討経緯

期 日	協 議 内 容
平成23年 4月18日	被害状況について、今後の対応について
5月 2日	地盤沈下について、支援制度について、復旧・復興について
6月21日	集団移転に関することについて、復興グランドデザイン（案）について
10月 4日	これまでの懇談経過について、集団移転先候補地について
11月 2日	集団移転先候補地について、第1回個別面談調査について
12月22日	第1回個別面談調査結果について
平成24年 2月16日	集団移転に係る各種金額・移転促進区域等の考え方について
4月 9日	集団移転に関するスケジュールについて、まちづくり検討委員会について
5月18日	第2回個別面談調査について
6月25日	第2回個別面談調査結果について
8月24日	移転先の地区配置等について
10月 1日	まちづくり検討委員会報告書について、市独自支援策について
11月 1日	かさ上げ道路法線について、災害危険区域について、移転促進区域について
平成25年 1月 8日	集団移転の進捗状況（支援制度、元地買取、災害危険区域等）について
2月25日	独自支援策、工事進捗状況、地区計画、千年希望の丘、展示場等について

（出典）岩沼市「岩沼市の防災集団移転の事業概要等」

③住民合意形成の概要及びポイント

○6地区集約型での移転

- 6地区代表者会議で出された住民の要望をベースに市で取りまとめた移転先の候補地を各地区に提示し、調整した結果、いずれの地区の提案にも共通して含まれていた玉浦西地区を、6地区集約型での移転先として平成23年11月に決定した。
- 移転先の小中学校の学区が移転前と同一学区内であったこともスムーズな合意形成を後押しした。

○スピーディな生活再建に向けた取り組み

- 移転先の決定と同時に用地買収の交渉を開始した。この段階では個別移転調査をしていないため、区画は多めに計画せざるを得なかった。

○ 2度の個別面談調査の実施

- ・ 平成23年12月1日～22日に地権者交渉と並行して第1回個別面談調査を実施し、詳細な移転希望やニーズを把握し、戸数調整を実施した。
- ・ 個別面談調査時には国・県からの情報を収集し、可能な限り提供することで移転戸数の把握に努めた。
- ・ その結果、当初予定の30haが20haに縮小することが明確となったため、事業計画の変更を実施した。
- ・ その後、国の事業制度が確定した平成24年5月～6月にかけて、最終的な意向調査という位置づけで第2回個別面談調査を実施した。

○ 「地区懇談会」による対象地区住民への丁寧な説明

- ・ 地区により実施回数は異なるが、計約30回程度地区懇談会を実施し、制度説明等を実施している。防災集団移転促進事業の説明は一度で理解が得られる性質のものではないため、住民からの要望があつた場合や、6地区代表者会議からの依頼があつた場合等、必要に応じて何度も足を運んで説明を行うスタイルとした。

表 地区懇談会の開催状況

地区名	個別懇談会	地区名	個別懇談会
新浜	6回開催	二野倉	5回開催
蒲崎	8回開催	相野釜	5回開催
長谷釜	6回開催	藤曾根	2回開催

(出典) 岩沼市「岩沼市の防災集団移転の事業概要等」

○ 集約型移転によるスケールメリット

- ・ 6地区集約の方向性を決定したのは6地区代表者会議であるが、集約により公共施設や生活利便施設等の整備が進むスケールメリットを意識したものであった。



図 岩沼市における6地区集約型移転の概要

(出典) 岩沼市「玉浦西地区防災集団移転促進事業概要」

○住民主導による移転先まちづくりの検討

- ・ 集団移転先のまちづくりを住民主体で実施するため、「玉浦西地区まちづくり検討委員会」を平成24年6月に設置した。
- ・ 集団移転が単なる宅地造成ではなく、世代交代して未来に引き継がれる持続可能なまちづくりを行うものであることを市として位置づけ、住民主体で実施してもらうことを企図したものである。
- ・ 検討メンバーは学識経験者2名のほか、各地区代表者18名（6地区×3名）、集団移転先の周辺地区住民3名と3名のアドバイザーから成り、会議は主にWS形式で、平成25年11月に至るまで計28回を開催し、新たな地域づくり方策の検討を含む最終報告書を11月25日に市長に報告している。

○土地買取価格の目安の提示

- ・ 懇談会において、土地の買取価格に関する意見が多く出されたため、変動の可能性があることを前提としながら、各地区2箇所程度を選定し、先行して不動産鑑定士による土地査定を実施し、その結果を開示した。ただし、移転先土地については造成前であったことから鑑定は実施していない。

○県基金に基づく独自支援

- ・ 国の支援制度の対象外となる被災者支援についての要望を受け、宮城県では国の特別交付税を財源として基金化したものを各市町の被災状況にあわせて交付しており、当市では、宅地嵩上げの際の補助制度のほか、移転促進区域外居住者が移転を希望する場合の移転費用支援、移転促進区域以外での津波被害者支援等を実施している。

表 岩沼市における住宅再建等支援制度

区分	補助限度額	対象者
借入金利子相当額補助	建物444万円、土地264万円 (造成58万円を含む)	移転促進区域内居住者(基準日以前の 移転者は独自支援) 及び移転促進区域外で津波被害によ り市内で住宅再建を行う者
移転費用等補助	78万円(離農の場合は237.2 万円)	移転促進区域内居住者(基準日以前の 移転者は独自支援) 及び移転促進区域外で津波被害によ り市内で住宅再建を行う者
借地料・土地固定資産税 等相当額補助	借地→借地料相当額 購入→土地の固定資産税と都 市計画税相当額	集団移転先への移転者(独自支援)
宅地等嵩上げ補助	100万円(基準単価の1/2)	移転促進区域外で津波被害により現 地再建を行う者(独自支援)

(出典) 岩沼市「岩沼市の防災集団移転の事業概要等」

○住民の安心感醸成のための工夫

- ・ 移転促進区域の住民の安心感につながるよう、移転先地区のまちづくりを先行して検討したほか、具体的な地区割りを実施した。どの区画がどの人の住宅となるかまで詳細に決めたことで、住民間の安心感醸成につながった。

○スピードを重視したスケジュール・工程管理のための工夫

- ・ 住民にスピード感を持って検討してもらうため、当初市の想定する全体スケジュールを提示し、その上で随時期限を切り、切迫感を持って集落内の意見集約を実施してもらうこととした。
- ・ その代わりに、要望があれば必要に応じて何度も職員が足を運び説明するスタイルとした。
- ・ これにより事業進捗のスピードアップを図ることができた。

④有識者・専門家等の中間支援の活用

○第三者介在によるメリット・デメリット

- ・ WS等専門的な検討手法を必要とする場合には、WSに慣れた地元有識者等を活用し、非常に助かった。一方で、有識者が市民に伝える内容について、行政側の意見との食い違いも一部みられた。

⑤実施上の課題

○国の制度決定に伴う影響

- 事業進捗が非常に早く、国の枠組みが正式決定する以前に、新潟県中越地震の際に適用された制度をもとに住民説明会を実施した。国の枠組みが決定していなかったことで、決まっていない点は曖昧にせざるを得ない等、非常に苦慮することとなった。
- また、移転促進区域内の農地取得にあたり、市が円滑化団体となる必要があり、市は円滑化団体としての要綱整備や関係機関調整を行ったが、その後の制度変更で円滑化団体取得の必要がなくなる等、無駄な手続きが多々発生し時間を取られた。

○復興特区制度の活用による移転先地区環境の補完

- 防災集団移転促進事業による移転先周辺は生活利便施設の立地がない地域であり、防災集団移転促進事業とあわせて商業店舗等を誘致する必要があった。この事業費は事業の対象とならないことから、事業者誘致の呼び水として復興特区制度による税制優遇を活用した。
- 特区法を活用する交付金事業は、市町村の一般会計規模の事業を市町村単独で受けることは経験がなく、事務に非常に時間を要している。

○専門職員の不足と職員派遣の課題

- 復興事業との掛け持ちのなかで職員の負担が増大するとともに、防災集団移転促進事業に係る専門職員が不足した。総務省主体の職員派遣では、震災関連事業に従事する場合のみという条件で職員が派遣されているが、防災集団移転促進事業のように地域住民と密接に関わる事業ではむしろ市のプロパー職員が従事すべきという考えもあり、留意が必要である。

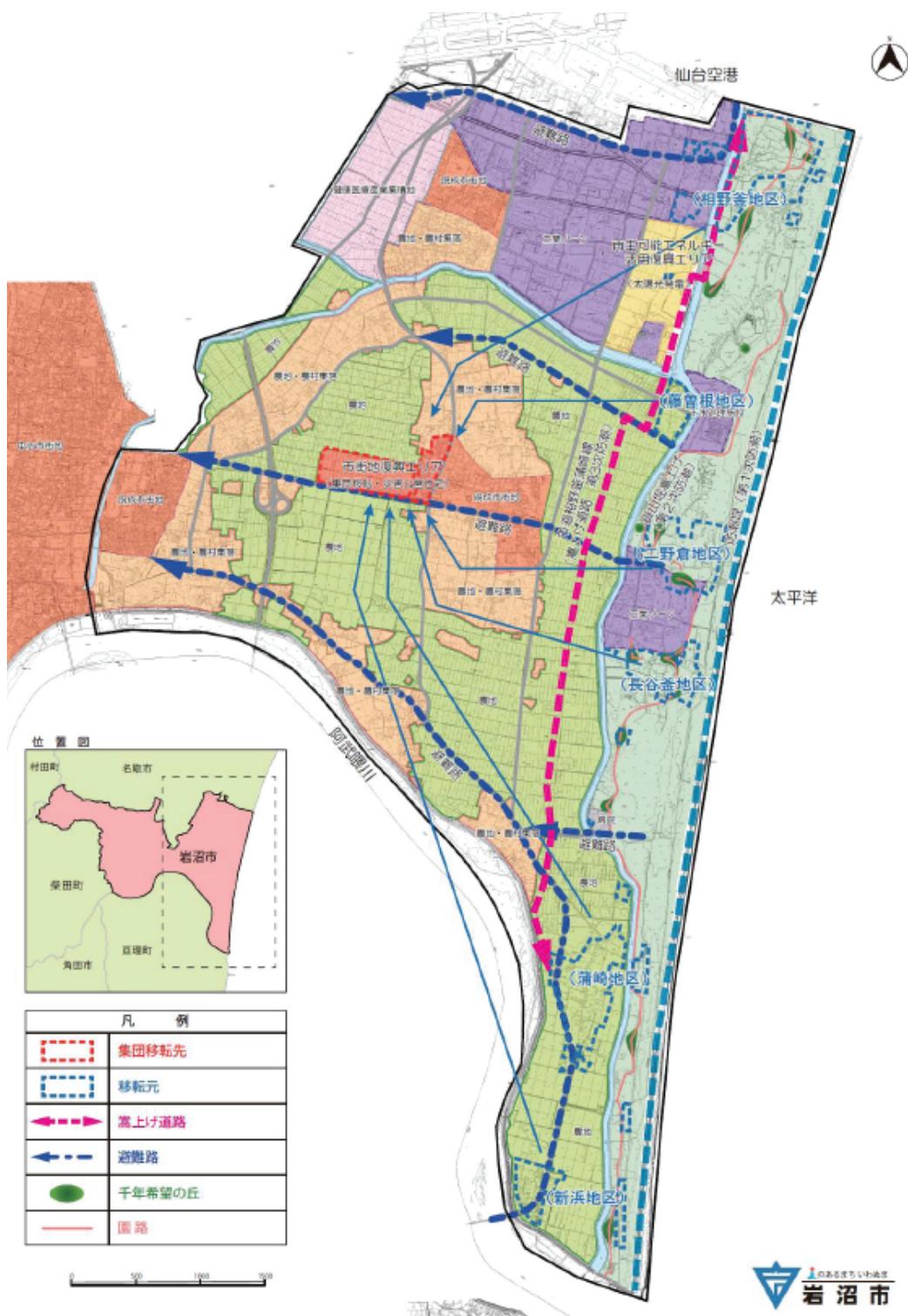


図 岩沼市土地利用構想図

(出典) 岩沼市「岩沼市の防災集団移転の事業概要等」

【20110139】防災集団移転促進事業（東松島市）

①検討体制

○避難所巡回時点からの住民意見の把握

- ・ 市庁舎が機能停止に陥るとともに周辺の被災状況も酷く、直後の体制構築は難しかったことから、発災直後の3月から、復興計画策定体制にさきがけて避難所を回り、住民意見交換会（地区によつては「住民懇談会」と表記）を開催し住民意向を把握した。
- ・ 住民意見を十分に反映させた形で計画策定を行うことを重視したため、計画策定体制準備以前から実施した。

○住民との対話組織「地区懇談会」によるワークショップ

- ・ 8地区を巡回して住民と話し合う「地区懇談会」を平成23年8月以降実施し、WS形式でまちづくりへの思いや意見を出し合ってもらった。参加者は2,000人規模で、将来のまちづくりのあり方や、現状のまちの課題等について検討を行った。開催数は合計50～60回にのぼる。

○自治協議会組織を核とした「まちづくり協議会」とさらに詳細な単位での「住民懇談会」「住民意見交換会」

- ・ 東松島市では自治基本条例をもとに8地区で予算をつける自治協議会制度を導入し、住民主体のまちづくりを実施してきたため、比較的強固なコミュニティ組織があった。これを活用し、8自治協議会ごとに「まちづくり協議会」を設置した。市民も含めて集う「全体会」と役員のみを対象とした「役員会」の2種類がある。
- ・ 自治協議会をさらに行行政区単位で分割した地区ごとに「住民懇談会」「住民意見交換会」（いざれも意見交換会）を開催した。

②住民合意形成の概要及びポイント

○避難所巡回時点からの住民意見の把握

- ・ 市庁舎が機能停止に陥るとともに周辺の被災状況も酷く、直後の体制構築は難しかったことから、発災直後の3月から、復興計画策定体制にさきがけて避難所を回り、住民意見交換会（地区によつては「住民懇談会」と表記）を開催し住民意向を把握した。
- ・ 住民意見を十分に反映させた形で計画策定を行うことを重視したため、計画策定体制準備以前から実施した。

○震災後3ヶ月での住民への移転案の提示

- ・ 平成23年6月に実施した住民説明会で初めて移転案を提示した。この段階では概念的なものに留まり、移転規模等詳細については地区懇談会（後述）で確定することとした。

○住民との対話組織「地区懇談会」によるワークショップ（WS）の実施

- ・ 8地区を巡回して説明会方式ではなく住民と対話する「地区懇談会」を平成23年8月以降実施し、具体的な移転先や移転方法等について詳細な検討を行った。

○住民案をもとにした移転先選択方式の採用

- ・ 「地区懇談会」で取りまとめられた住民案をもとに、地区ごとに移転先を決めるのではなく、7つの移転先候補地から、移転対象地区住民が自由に選択できる方式とした。
- ・ 実際には元々のコミュニティを重視する住民が大半を占めていたが、一部利便性等の観点から他地域への移転を希望する住民もあり、選択の幅を狭めることは将来的な人口流出につながると捉え、選択方式とした。

○同意率8割以上を保持した住民意見を反映しながらの合意形成：「地区懇談会」による検討

- ・ 防災集団移転について、詳細に検討したのが、自治協議会を単位とした地区懇談会である。携帯電話が通じ、仙台市等市外避難者と連絡が取れるようになった段階の平成23年8月から開催した。
- ・ 地区懇談会では、説明会方式ではなく対話方式としたほか、案の作成にあたっては、事前に役員と協議のうえ、素案を作成する方式とした。
- ・ 参加者調整は従前からのコミュニティ運営を担っていた自治協議会が実施した。役員の協力や自治協議会組織が基盤となったことで、地区懇談会への参加率が非常に高く、結果として高い同意率を得られた。

○土地の買取価格の提示

- ・住民からの要望を踏まえ、仙台市が土地買取価格を提示したのとほぼ同時期の平成24年1月に、土地の買取価格を提示した。

○移転意向調査の実施

- ・詳細な移転意向について個別に把握するため、2回に分けてアンケート調査を実施した。第1回は平成23年7月～7月末（復興計画策定時点）、第2回は平成23年11月22日～30日に実施している。

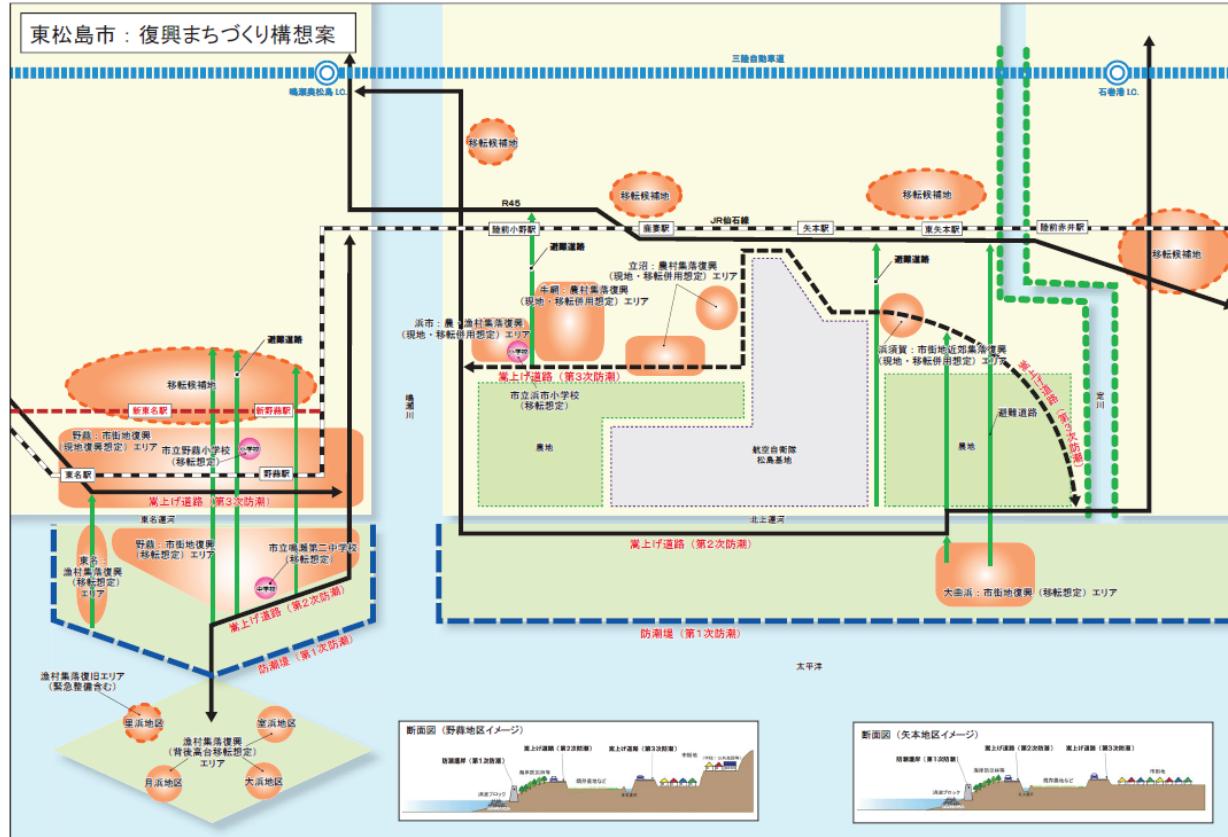


図 東松島市復興まちづくり構想案

(出典) 東松島市「東松島市復興基本計画」

③実施上の課題

○漁業権による集約型移転の困難さ

- ・移転対象地区のうち3地区については、限界集落化する危険性を有識者から指摘されたこともあり、集約型で安定したコミュニティをつくりたい意向が市側にあったが、漁業権の問題が大きく、住民意向を踏まえて3浜を維持することとなった。

○復興まちづくり構想図の公表に伴う一部業者による土地買い占めへの対応

- ・平成23年6月に提示した「復興まちづくり構想図」は早期に住民に公表する必要があったが、公表と同時に一部業者が土地買収に入ったため、市が先行して用地買収に回る必要があった。

○国の制度設計に伴う影響

- ・用地買収も一刻を争う状況であったが、国の復興交付金の枠組みの全体像が示されず、市で独自に走るしかない状況であった。
- ・また、事業スキームが公表され、事業の住民公表を行ったのち、予算的な制限が後から付けられる例などもあり、現場は非常に苦労した。
- ・従来実施してきた防災集団移転促進事業は、移転規模もごく小規模のものが多かった。この事業の枠組みをそのまま今回の大規模・広域災害に適用することには無理がある。

○職員の慢性的な不足と事業規模に見合った人員派遣の必要性

- ・ 市の予算規模に比して、総事業規模は 10 倍近い状況であり、圧倒的に職員が不足している。
- ・ 土木・建築の専門職が特に不足している。
- ・ また、応急期に県担当者が入れ替わる状況は現場の混乱を招いた。

(7) 災害復旧・復興に係る権限代行事業

【20110140】災害復旧・復興に係る権限代行事業の要請・実施（管理者：宮城県、実施者：水産庁）

①被災状況及び体制

- ・ 宮城県では県が管理する 27 の県管理漁港全てが津波で被災し、多くが壊滅的な被害を受けた。

②権限代行による災害復旧事業の概要

- ・ 災害復旧事業のうち、代行工事の対象事業は、水産業振興上特に重要な漁港として定められた特定第三種漁港の気仙沼漁港、石巻漁港の 2 漁港と、背後に大規模な市街地を抱え甚大な再度災害が懸念され、他省と連携し早期の復旧が求められた荒浜漁港海岸である。
- ・ いずれも岸壁や堤防が崩壊・沈下する等の壊滅的な被害を受け、早期復興の観点からも早急な復旧が必要となった。
- ・ 特定第三種漁港には塩釜漁港も含まれるが、被災程度が比較的軽微であったことから、県により復旧した。

表 災害復旧事業（県事業）に対する代行工事の概要

対象施設	施設種別	事業主体	工期	事業費	事業内容
気仙沼漁港	特定第 3 種漁港	水産庁	平成 23 ~26 年度	約 157 億円	復旧延長：岸壁 958m 復旧方針：崩壊・沈下した魚市場前の主要岸壁を被災前の高さに嵩上げし、復旧
石巻漁港	特定第 3 種漁港		平成 23 ~26 年度		復旧延長：岸壁 1,204m 臨港道路 2,102m 復旧方針：崩壊・沈下した魚市場前の主要岸壁及び臨港道路を被災前の高さに嵩上げし復旧
荒浜漁港海岸	漁港海岸		平成 23 ~26 年度		復旧延長：海岸保全施設（堤防 1,382m 離岸堤 5 基） 復旧方針：崩壊・沈下した堤防について「粘り強い構造」にかかる工夫を施し、復旧

（出典）水産庁資料「水産庁による災害復旧代行工事 主な経緯」



図 宮城県が代行工事による事業を要請した 3 施設の位置図

（出典）水産庁資料「水産庁による災害復旧代行工事 主な経緯」

	復旧前	復旧後
氣 仙 沼 漁 港		
石 巻 漁 港		
荒 浜 漁 港 海 岸		

図 3 施設の被害状況

(出典) 宮城県「漁港・漁場の復旧について」(平成26年8月) 及び水産庁資料「水産庁による災害復旧代行工事 主な経緯」

③権限代行による災害復旧事業の実施経緯

○代行工事の要請にかかる背景

- ・ 漁港については、東日本大震災により宮城県内全ての漁港が甚大な被害を受け、技術職員が大幅に不足したこと、水産業振興上特に重要な漁港に対しては早期の復旧が求められたこと等から代行工事の要請に至った。
- ・ 漁港海岸については、壊滅的な被害を受けた仙台湾では堤防の背後に家屋等が多数存在し特に早期の復旧が望まれたこと、技術職員が大幅に不足したこと、技術力や国関係機関との調整力が必要であったこと等から代行工事の要請に至った。

○代行工事の要請経緯

- ・ 宮城県知事が「特定災害復旧等漁港工事」及び「特定災害復旧等海岸工事」を農林水産大臣に対し要請(平成23年7月15日)したことから、水産庁が平成23年12月に着工した。

○代行工事の実施内容

- ・ 水産庁では、設計、発注、工事実施までの一連の業務を代行した。
- ・ なお、被災自治体への負担軽減の観点から、他省庁、県や市町が実施する工事や漁協などとの現地

調整についても水産庁が対応を行った。

- ・ 気仙沼漁港については、6～11月は鰯、秋刀魚の水揚げ等による漁業利用が盛んな時期であり、漁業者からの陸揚げ岸壁確保のニーズに応えるため、岸壁工事を一時中断し、他箇所の工事を進める等、工事工程の調整を行った。
- ・ また、石巻漁港では、水産業関係者により構成される「石巻市水産復興会議」に参画し、工事の途中経過等について適宜情報提供を行った。また、荒浜漁港海岸では、関連する行政機関で構成される「荒浜地区復興連絡調整会議」に参画し、調整を行った。定期的な会議体が無い場合でも、出張時にあわせて漁協関係者等を通じて工事の進捗に関する情報を提供する等、情報提供に努めた。

○水産庁との連携及び県の役割

- ・ 設計～工事まで水産庁が実施するが、設計段階において、必要に応じて地元の意見を反映するため、水産庁と打合せを実施した。
- ・ 工事着工後、施工区間や施工時期について、地元や関係機関と調整の必要があれば、水産庁の協力要請を受け、として行った県を窓口として対応したその際、県の出先機関である東部地方振興事務所（石巻漁港）、気仙沼地方振興事務所（気仙沼漁港）、仙台地方振興事務所（荒浜漁港海岸）の水産漁港部が調整窓口となった。

④実施上のポイント・留意点

○事業実施上の体制

- ・ 予算要求や他省庁との調整のため、本府内に実施体制を置き、現地においては監督補助業務を活用し、日々の材料検査等を実施した。また、現地に出先機関や事務所を有していないため、現地会議や地元調整等は本省の水産庁職員が東京から出向いた。

○事業実施上のポイント・留意点

- ・ 被災地では多様な事業が実施されており、資機材確保が困難な状況であったが、他省庁との連携や全国的なネットワークにより資機材を比較的円滑に確保でき、早期の復旧に繋がったことが、国による代行工事のメリットといえる。
- ・ また、水産庁が直接工事を行うことにより、工事施工に当たり必要な国関係機関との各種調整を行うことができ、早期の復旧に繋がった。

【20110141】災害復旧・復興に係る権限代行事業の実施（岩手県）

①被災状況及び体制

- 岩手県では沿岸地域や斜面に接する道路の法面崩壊・決壊等が発生し、壊滅的な被害を受けた。

②権限代行による災害復旧事業の概要

- 岩手県の権限代行による復旧事業の対象施設は、大槌町4箇所、宮古市1箇所の計5箇所である。沼の浜青の滝線（宮古市）と安渡橋（大槌町）は平成27年5月現在も復旧工事中である。なお、期中に区域変更等は行われていない。

表 権限代行事業の概要

市町村	工種	路線名		箇所	被害額 (千万円)	被害状況	代行告示日	査定日
大槌町	道路	一級町道	小槌線	高清水	51	法面崩壊	H23.10.18	H23.10.24
	道路	一級町道	愛宕山線	愛宕	5	法面崩壊	H23.10.18	H23.10.24
	橋梁	その他町道	未広町沢山線	大槌橋	2	橋梁上部工損傷	H23.12.9	H23.12.12
	橋梁	その他町道	新町未広町線	安渡橋	27	橋梁流出	H23.12.9	H23.12.19
宮古市	道路	二級市道	沼の浜青の滝線	田老町青の滝	200	道路決壊・流失	H23.12.9	H23.12.19

(出典) 岩手県県土整備部砂防災害課資料



一級町道小槌線（法面崩壊）



大槌橋（橋梁上部工損傷）



二級市道沼の浜青の滝線（道路決壊・流失）

図 岩手県内の被災状況

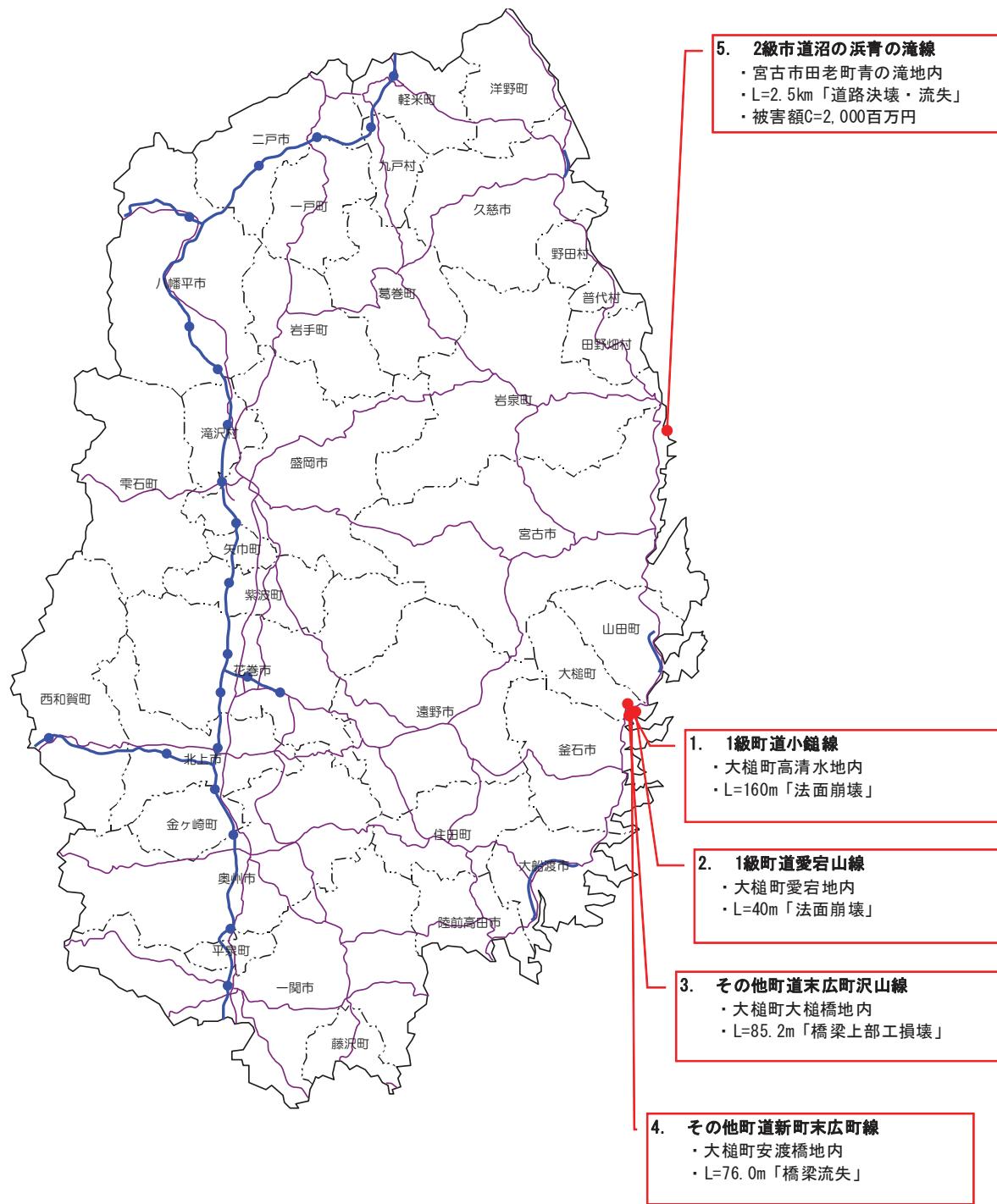


図 岩手県内の権限代行による復旧事業の位置図

(出典) 岩手県国土整備部砂防災害課資料

③権限代行による災害復旧事業の実施経緯

○権限代行による災害復旧事業実施の背景

- 沿岸市町村の被災状況が甚大で、被災市町村職員は対応に追われ、復旧に手が回らない状況であり、技術系職員も不足していたことから、市町村単独での復旧は困難な状況であった。
- こうした状況を踏まえ、県が被災市長村からの要請を踏まえ、権限代行による災害復旧事業に係る制度構築について、県から国に対し要望した。

○権限代行による災害復旧事業の実施内容

- 代行法制定を受け、県内市町村に対し、技術的に復旧困難な施設や、被災規模が甚大な施設の復旧については、市町村からの要請を踏まえて県が代行して復旧事業を実施できる旨の書面と関係書式を添えて通知した（下表）。
- 要請があった大槌町4件、宮古市1件、計5件について、権限代行により県が実施する災害復旧事業として、代行工事を実施することを決定した。

表 権限代行による災害復旧事業に係る実施経緯

(平成23年) 5月18日	・代行法制定を受け、県内市町村に対し、県が代行して復旧事業を実施できる旨の書面などを通知
8月11日	・大槌町より代行の要請
10月17日	・宮古市より代行の要請
10月18日	・県代行事業2件の告示
10月24日	・大槌町2件の災害査定を実施
12月9日	・県代行事業3件の告示
12月12日	・大槌町1件の災害査定を実施
12月19日	・宮古市2件の災害査定を実施

（出典）岩手県県土整備部砂防災害課資料

別紙							
被災市町村名	河川・路線名		被災箇所名			工種	被害額（千円）
	種別	河川・路線名	市町村	町	字		
災害市	1級市道	災害線	災害市	災害町	災害	道路	100,000
被災概要			県代行要請理由				
<input type="checkbox"/> 被災延長L=△△m、幅員W=○○m～○○m <input type="checkbox"/> 通行規制状況と解除の見込み(○月○日現在) <input type="checkbox"/> 被害概要を簡潔に記載 <input type="checkbox"/> 応急工事の有無と対応状況			理由を簡潔に記載				
【位置図】 (1) 1/50,000～1/25,000程度の市町村管内図に要請箇所箇所を赤字表示してください。 《凡 例》 河川 × 海岸 □ 道路 ○ 橋梁 △ (2) 主な路線名、河川名、公共施設名を記載のこと。 (3) 津波による浸水エリアを点線(青色)で囲むこと (4) その他、参考となる事項を記載			【被災写真】 (1)主な被災状況が判る写真 ※全景、起点、中間、終点等				

図 権限代行による災害復旧事業要請の様式

（出典）岩手県県土整備部砂防災害課資料

○着工に向けた事前調整

- ・ 小槌線については、代行法制定前であったが、市町村事務負担を軽減する観点から、地方自治法の第252条第4項の規定に基づき、県が災害査定を申請した。他4件の復旧事業の災害査定については、代行法に基づき県が申請した。
- ・ また、代行事業実施に際し、災害時応援協定を締結している社団法人全国測量設計業協会に測量関係での協力を要請した。このほか、公益財団法人岩手県立土木技術振興協会の支援を受け、災害査定に係る準備等を実施した。

○市町村との調整

- ・ 用地取得や地元で進められているまちづくり・土地利用との兼ね合いの点から、市町と調整を行った。
- ・ 安渡橋（大槌町）の復旧では、河口部に津波対策水門が新設されることとなり、橋下高の調整（水門新設により橋下高を抑えることが可能となる点等）、後背地では盛り土をする等の土地利用上の変更点等について、大槌町の協力を得て地域住民に対する説明会を開催した。
- ・ 沼の浜青の滝線（宮古市）の復旧では、既存の路線が海沿いであったが地盤沈下等で復旧が困難となつたことから山側の別ルートを新設することとなり、宮古市と協力して県主体で用地取得を行つた。

<p>東日本大震災に伴う市町村災害復旧事業県代行に関する費用等に関する覚書</p> <p>東日本大震災により被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成23年法律第33号）（以下「震災代行法」という。）に基づき、岩手県（以下「甲」という。）が大槌町（以下「乙」という。）の管理する道路等の公共土木施設を施行するにあたり、次のとおり覚書を交わす。</p> <p>（工事の位置、区間等）</p> <p>第1条 工事の位置及び区間は、甲が行う工事開始告示のとおりとする。</p> <p>2 前項の区間において、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担（以下「負担法」という。）の対象とならない維持補修は乙が行うものとする。</p> <p>（費用の負担）</p> <p>第2条 乙は、震災代行法及び同法施行令に基づき乙が負担すべき額（以下「被災市町村負担金」という。）を、甲に納入するものとする。 なお、乙が負担する被災市町村負担金額は、甲が乙に通知するものとする。</p> <p>2 甲は、震災代行法に基づく国の負担金を受入れ、前項の被災市町村負担金を併せて工事を実施するものとする。</p> <p>3 甲は、乙が応急工事等で災害査定前に施行した費用について、国の災害査定決定の範囲内で、当該費用のうち国が負担すべき額については、乙に納付するものとする。 なお、甲が乙に納付する額については、額が確認できる資料を添付し、甲に通知（沿岸広域振興局土木部長経由）するものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第3条 この覚書に定めのない事項、又は、この覚書の解釈に疑義が生じた事項については、 その都度、甲乙が協議するものとする。</p> <p>以上、この覚書は、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。</p> <p>平成23年 9月 5日</p> <p>甲 岩手県知事 達 増 拓 也</p> <p>乙 大槌町長 碇 川 豊</p>
--

図 権限代行による災害復旧事業の費用に係る市町村との覚書

（出典）岩手県国土整備部砂防災害課資料

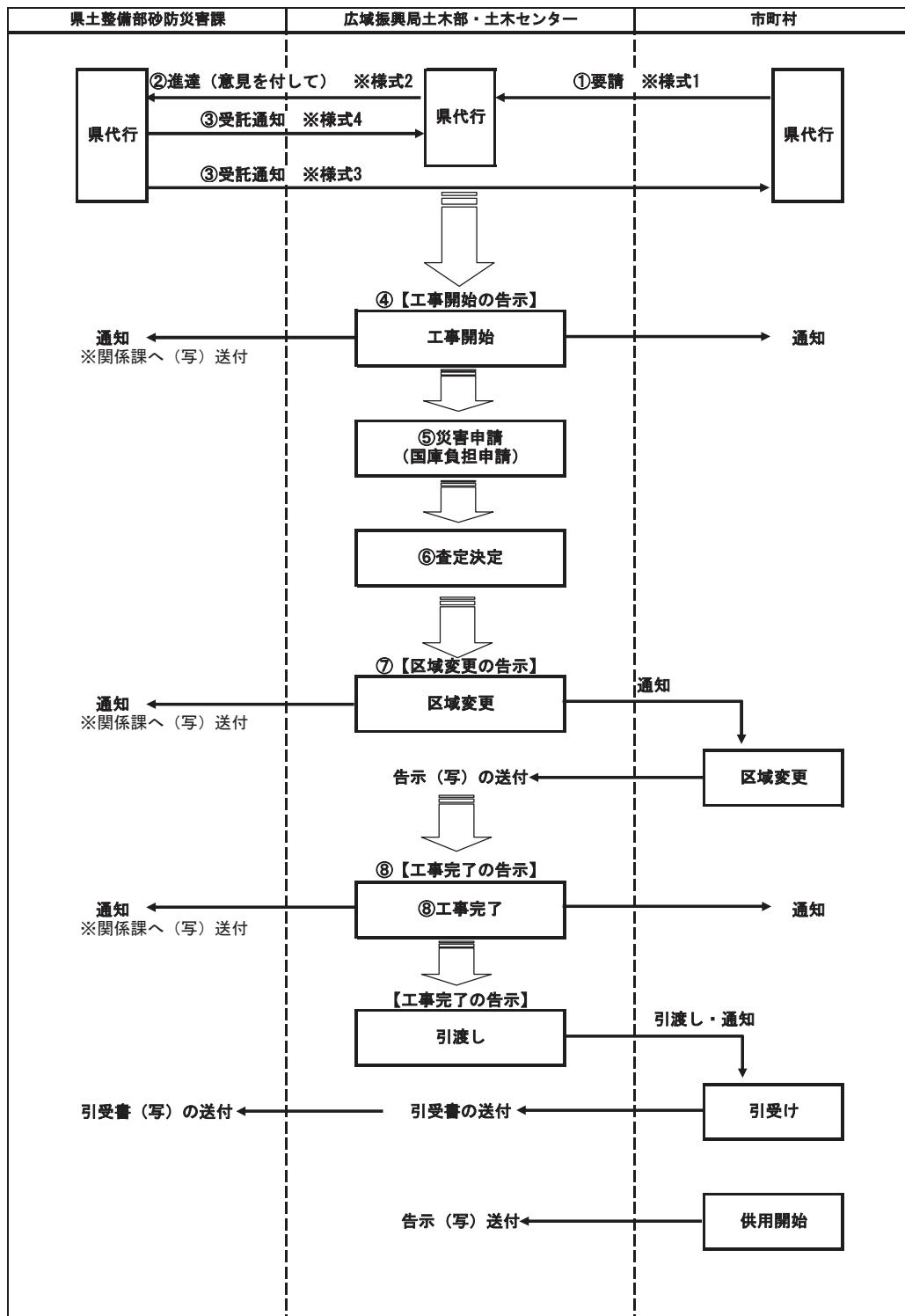


図 災害復旧事業等の県代行事務手続きの流れ

(出典) 岩手県県土整備部砂防災害課資料

④実施上のポイント・留意点

○事業実施上の体制

- ・ 権限代行事業に特化した組織体制は構築していないが、県の出先機関である沿岸広域振興局土木部・宮古土木センター等においては、「復興対策課」を設置して対応した。
- ・ 人員についても、災害復旧事業全般に従事することを目的として人員体制の強化を図った。具体的には、震災前は合計で30～40名程度の人員体制であったが、震災後は、技術職だけでなく、用地取得のための職員も必要となり、他県からの応援職員等も含めると70～80名程度と倍程度となつた。

○事業実施上の効果

- ・ 自治体規模によらず、被災した施設の復旧を管理者である市町村に替わって県が災害復旧事業を実施する代行法が整備されたことは、被災を受けた市町村の選択肢の幅を広げる点からも有効であった。

○事業実施上のポイント・留意点

- ・ 権限代行事業に係る費用については、毎年度、覚書を締結することにより、執行した費用のうち市町村負担分については、県が市町へ通知し、納付手続きを行っている。
- ・ また、事業実施後に災害復旧事業の国庫負担率が改定された場合、返納等の手続きが生じる可能性もある。
- ・ 権限代行による事業実施件数は想定よりも少なかったが、これは沿岸部の多くの市町村では広域的に、かつ大規模に被災を受けたことから、復興まちづくりと調整しながら復旧を計画する必要があったためと推測される。
- ・ 権限代行事業は施設単体の災害復旧に活用可能な制度であるが、まちづくり計画にあわせて被災した施設を広域的に復旧する場合には復興交付金の対象となり、代行法が適用されないことにも留意が必要である。

【20110142】災害復旧・復興に係る権限代行事業の要請（福島県相馬市）

①被災状況及び体制

- ・土木課職員数は課長含め 11 名で、災害復旧関連事業全般に従事した（平成 23 年 4 月 1 日時点）。
- ・発災後、復旧作業にあたっては特に技術職員が不足したため、震災発生当初から県と応援職員について相談・調整を行っていた。
- ・平成 23 年 6 月には姉妹都市である流山市から技術職員 2 名が派遣（短期派遣）された。
- ・ただし、応援職員は派遣期間が 2 週間と短期であるほか、宿泊場所の確保等の環境整備も必要となつた。

②権限代行による災害復旧事業の概要

- ・権限代行による災害復旧事業の対象施設は、福島県相馬市の松川浦漁港（尾浜地区）と磯部漁港（磯部地区）を結ぶ市道大洲松川線（総延長 5,630m、幅 6（10）m）である。
- ・当該道路は昭和 30 年代に堤防が整備され、その後平成になってから県が堤防と一体的に道路整備を行い、その後市に移管されたものである。堤防については相馬港湾建設事務所と相双建設事務所が、相馬市道については市がそれぞれ管理を行ってきた。
- ・当該道路のうち、海岸沿いを通る箇所については、海岸堤防の天端と一体となった構造となった箇所が 3,147m、トンネル部分が 141m、護岸から離れた部分が 2,342m の 3 区間に分けられる。
- ・東日本大震災に伴う津波の影響で、海岸堤防と道路が被災し、約 350m に渡る区間が決壊した。

表 権限代行事業の概要

対象施設	施設種別	実施主体	工期	事業費
市道大洲松川線	道路（市道）	福島県	平成 23~27 年度	約 34 億 3,700 万円



図 市道大洲松川線の位置及び被害状況（平成 23 年 4 月時点）

（出典）相馬港湾建設事務所「復旧復興だより 第12号」（平成26年7月1日）

【災害復旧断面図】

二級市道大洲松川線 道路災害復旧事業 (福島県代行施行)

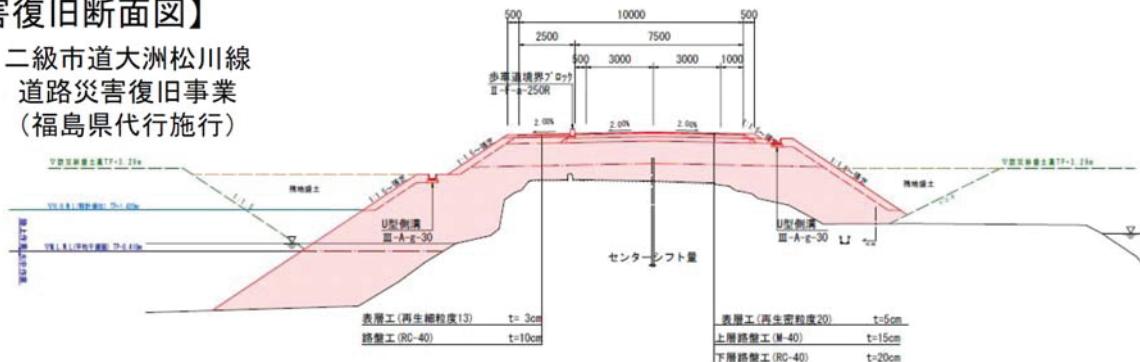


図 市道大洲松川線の災害復旧断面図

(出典) 国土交通省「復興道路会議～福島県～」資料

③権限代行による災害復旧事業の実施経緯

○権限代行による災害復旧事業要請の背景

- 東日本大震災により、広範囲にわたって甚大な被害を受け、管理する公共施設の災害復旧に携わる職員が大幅に不足するなか、市道大洲松川線の災害復旧にあたっては事業規模も大きく、マンパワーの確保が難しかったこと、また、市道大洲松川線は延長の半分以上が大洲海岸堤防と一体となつた設計であり、早期復旧のために一体施工が合理的と考えられたことを踏まえ、権限代行による災害復旧事業の要請に至った。

○権限代行による災害復旧事業の要請経緯

- 災害復旧査定の準備への着手もままならないなか、相馬港湾建設事務所から大洲海岸の護岸等復旧に関する問い合わせを受け、市では市道大洲松川線の災害復旧が困難である旨を説明した(平成23年5月20日)。
- その後、相馬港湾建設事務所から、「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律について(通知)」(平成23年5月24日付)に関する情報提供を受けた。
- これを受け、当該情報を確認の上、県(道路管理課)に相談した。
- 県では、同様の情報を国から文書にて通知されていたが、具体的な手続きや職員の給与に関する内容等、実務上の課題が多いことから、整備局と調整の上で市町村に提示することを想定していたようである。
- その後、県からの通知を踏まえ、改めて福島県に対して経緯説明と権限代行による事業実施についての相談・調整を行った(平成23年6月10日)。
- 平成23年6月23日に、福島県にて当該事業を権限代行にて実施することが方針として決定した。
- 方針決定後、過去に県での権限代行による災害復旧事業の実施の前例が無かったこともあり、具体的な手続き面での調整が難航した。具体的には、法律では工事のみが代行の対象であると定められていることから、災害査定のための測量調査や設計等の費用負担のありかた、県と市との役割分担、事務手続き等である。
- その後、福島県知事宛に相馬市長名で「特定災害復旧等道路工事施工要請書」を提示(平成23年8月15日)し、福島県知事名で市長宛に「特定災害復旧等道路工事の施行代行の受諾(回答)」を得て(平成23年9月21日)、権限代行による事業実施要請の文書での手続きが完了した。その後、「特定災害復旧等道路工事の施行代行に関する覚書」を締結した(平成23年10月11日)。
- 具体的な事業内容や事業期間等については、毎年度「特定災害復旧等道路工事の施行代行に関する協定書」を取り交わして規定している。また、平成25年度末には事業規模の拡大と事業期間の延長に伴い、「特定災害復旧等道路工事の施行代行に関する変更覚書」を締結している。

表 権限代行による災害復旧事業に係る調整経緯

(平成 23 年) 5月 20 日	・相馬港湾建設事務所から大洲海岸護岸と市道大洲松川線の復旧について市に連絡
5月 24 日	・県に市道大洲松川線について市での復旧が困難である旨を説明 ・相馬港湾建設事務所より、「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律について（通知）」（平成 23 年 5 月 24 日付）に関する情報提供
6月 10 日	・県土木部及び相双建設事務所に対して経緯説明及び権限代行による事業実施の調整・相談
6月 23 日	・福島県にて権限代行により事業を実施することが方針として決定。 ・法律で代行対象として想定されていない測量設計委託部分について調整中との回答。
6月 27 日	・市より相双建設事務所に対して状況確認の連絡。前例がなく手続きの内容を詰めるため時間を要しているとの回答あり
6月 28 日	・相双建設事務所、相馬港湾建設事務所、市にて現地調査を実施
6月 30 日	・災害査定のための測量調査及び設計まで県が代行した場合、予算手続きの関係で開始が遅れるため、相双建設事務所から市に対して予算確保について要請
7月 1 日	・相双建設事務所との間で、海岸護岸と道路の測量ピッチの違いがあること、また測量調査及び設計について市が予算確保した場合の具体的な委託手続きについての問題点について確認・協議
7月 6 日	・相双建設事務所より、7月 5 日の会議にて県側の体制が確定したとの連絡あり ・災害査定の測量及び設計について委託費用について市で確保することとし、一般財団法人 心くしま市町村支援機構を委託先とすることで合意

○県との連携状況及び市の役割

- ・災害査定のための測量調査・設計等については市にて負担・実施した。
- ・災害復旧は原形復旧が原則であること、民有地がほぼなく、道路終端部についても災害危険区域として設定された地域であったことから、住民説明会等についても開催を省略できた。
- ・原型復旧が原則であるが、当地域については盛り土をし防災林とすることとなったことに伴い、観光道路という特性からも道路についても嵩上げの要望を行った。当初は難色が濃かったものの、道路排水等の関係で道路についても嵩上げの必要が生じ、結果として約 1.5m 嵩上げすることとなつた。

④実施上のポイント・留意点

○事業実施上の効果

- ・発災直後から道路啓開作業等に追われ、災害査定業務に着手できる体制構築が難航しており、発災から 3 ヶ月後によくやく 50 件の災害査定業務を実施できるような状況であり、被災規模に対して、慢性的にマンパワーが不足する状態であった。こうした状況の中、権限代行により災害復旧事業を実施することで、マンパワー不足による影響を低減することができた。

○事業実施上のポイント・留意点

- ・福島県、相双建設事務所との連絡・調整が思うように進まなかつた点が最も大きな課題と認識している。
- ・当市では、東日本大震災の 2 年前から国土交通省と人事交流を行い、国土交通省職員に市に来てもらっており、国の情報をつぶさに入手し最新の情報を元に調整を進められたことは、大きなアドバンテージであった。
- ・また、当市では、従来から委託をせずに市職員自らが設計等を行う気風があり、必要な申請書類等の作成も慣れていたことも、今回の災害対応では有効であった。
- ・国とのチャネルは、今回の権限代行に限らず復旧・復興事業全般を実施する上でも有効であり、災害発生時には国交省からの専門人材の派遣も含めた支援が有効だろう。

(8) 用地取得業務における迅速化等措置の活用状況

【20110143】区画整理事業・移転事業等における用地取得の取り組み（釜石市）

①用地取得に係る市街地復興事業の概要

○事業概要

- 釜石市内の市街地復興事業は、今後実施する都市公園事業を含め、21地区32事業（防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業、漁港施設機能強化事業、被災市街地復興土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業、都市公園事業、社会資本整備総合交付金事業の7種）が実施されている。
- 事業地区は、室浜地区～水海地区を北ブロック、東部地区～嬉石松原地区を中央ブロック、平田地区～大石地区を南ブロックとして区分し、3ブロック毎に用地取得業務を外部に委託している（詳細は「②実施体制」を参照）。

表 釜石市の災害時応援協定等の締結状況

	事業	工事概要	着工時期 (準備工含)	完了時期 (予定)	施工業者等
室 浜	防災集団移転促進事業	整備戸数 25戸(自18戸 公7戸) 用地造成、集落道ほか	平成 26年 6月	平成 27年 10月	委託：岩手県土地開発公社 「戸田建設・青紀土木特定共同企業体」
	漁業集落防災機能強化事業				
片 岸	被災市街地復興土地区画整理事業	施行面積 約 22.7 h a	平成 25年 11月	平成 31年 3月	委託：UR都市機構 「大林・熊谷・東洋・復建エンジニアリング・中部復建釜石市片岸・鶴住居地区震災復興事業共同企業体」
	被災市街地復興土地区画整理事業	施行面積 約 49.2 h a			
鶴住居	津波復興拠点整備事業	小中学校、幼稚園、駅前周辺交流拠点等 用地造成	平成 26年 6月	平成 28年 2月	委託：岩手県土地開発公社 「戸田建設・青紀土木特定共同企業体」
	防災集団移転促進事業	整備戸数 39戸(自31戸 公8戸) 用地造成、集落道ほか			
根 浜	漁業集落防災機能強化事業		平成 28年 3月	平成 28年 3月	C M方式：釜石市北ブロック復興整備 事業設計施工等業務 「戸田・青紀土木・福山・三和技術・ 釜石測量設計共同提案体」
	防災集団移転促進事業	整備戸数 59戸(自31戸 公28戸) 用地造成、集落道ほか			
箱 崎	漁業集落防災機能強化事業		平成 25年 12月	平成 28年 3月	C M方式：釜石市北ブロック復興整備 事業設計施工等業務 「戸田・青紀土木・福山・三和技術・ 釜石測量設計共同提案体」
	防災集団移転促進事業	整備戸数 19戸(自10戸 公9戸) 用地造成、集落道ほか			
箱崎 白浜	漁業集落防災機能強化事業 (道路事業含む)		平成 26年 11月	平成 27年 9月	C M北ブロックに組み込み発注
	漁業集落防災機能強化事業	用地造成ほか 整備戸数 4戸(自4戸)			
飯 宿	防災集団移転促進事業	整備戸数 19戸(自11戸 公 8戸) 用地造成、集落道ほか	平成 26年 6月	平成 28年 3月	委託：岩手県土地開発公社 「戸田建設・青紀土木特定共同企業体」
	漁業集落防災機能強化事業				
桑ノ浜	防災集団移転促進事業	整備戸数 119戸(自70戸 公49戸) 用地造成、集落道ほか	平成 25年 12月	平成 29年 3月	C M方式：釜石市北ブロック復興整備 事業設計施工等業務 「戸田・青紀土木・福山・三和技術・ 釜石測量設計共同提案体」
	漁業集落防災機能強化事業				
両 石	防災集団移転促進事業	整備戸数 119戸(自70戸 公49戸) 用地造成、集落道ほか	平成 26年 1月	平成 31年 3月	土砂仮置場整備工事を先行発注済
	漁業集落防災機能強化事業 (道路事業含む)				
水 海	都市公園事業	公園整備	平成 25年 12月	平成 30年 3月	C M方式：釜石市中央ブロック復興整備 事業設計施工等業務 「釜石市中央 ブロック復興整備事業共同提案体」 ((株)熊谷組・(株)小澤組・(株)新日・ 日鉄鉱コンサルタント(株)) ※グ リーンベルト・新浜町の整備を除く
	津波復興拠点整備事業	大町～東前一部のかさ上げ・道路整備等			
東 部	漁港施設機能強化事業	新浜町～東前一部のかさ上げ・道路整備等	平成 25年 1月	平成 28年 3月	C M方式：釜石市中央ブロック復興整備 事業設計施工等業務 「釜石市中央 ブロック復興整備事業共同提案体」 ((株)熊谷組・(株)小澤組・(株)新日・ 日鉄鉱コンサルタント(株)) ※グ リーンベルト・新浜町の整備を除く
	社会資本整備総合交付金事業	グリーンベルトの整備			
嬉石 松原	被災市街地復興土地区画整理事業	施行面積 約 12.9 h a	平成 25年 12月	平成 31年 3月	C M方式：釜石市南ブロック復興整備 事業設計施工等業務 「竹中土木・吉田測量設計・国土開発 センター・山長建設共同提案体」
	被災市街地復興土地区画整理事業				
平 田	防災集団移転促進事業	施行面積 約 22.7 h a	平成 25年 12月	平成 31年 3月	C M方式：釜石市南ブロック復興整備 事業設計施工等業務 「竹中土木・吉田測量設計・国土開発 センター・山長建設共同提案体」
	漁業集落防災機能強化事業 (道路事業含む)				
尾崎 白浜	防災集団移転促進事業	整備戸数 10戸(自5戸 公5戸) 用地造成、避難路ほか	平成 25年 5月	平成 27年 9月	C M方式：釜石市南ブロック復興整備 事業設計施工等業務 「竹中土木・吉田測量設計・国土開発 センター・山長建設共同提案体」
	漁業集落防災機能強化事業				
佐 須	防災集団移転促進事業	用地造成ほか 整備戸数 5戸(自5戸)	平成 25年 12月	平成 27年 6月	C M方式：釜石市南ブロック復興整備 事業設計施工等業務 「竹中土木・吉田測量設計・国土開発 センター・山長建設共同提案体」
	漁業集落防災機能強化事業				
花露辺	防災集団移転促進事業	整備戸数 17戸(自4戸 公13戸) 集落道ほか	平成 25年 12月	平成 25年 8月	完了
	漁業集落防災機能強化事業			平成 27年 3月	委託：UR都市機構、株木建設㈱東京支店
本 郷	防災集団移転促進事業	整備戸数 24戸(自12戸 公12戸) 用地造成、集落道ほか	平成 25年 12月	平成 27年 8月	C M方式：釜石市南ブロック復興整備 事業設計施工等業務 「竹中土木・吉田測量設計・国土開発 センター・山長建設共同提案体」
	漁業集落防災機能強化事業			平成 28年 3月	
小白浜	防災集団移転促進事業	用地造成ほか 整備戸数 55戸(自 25戸 公30戸)	平成 25年 12月	平成 27年 3月	C M方式：釜石市南ブロック復興整備 事業設計施工等業務 「竹中土木・吉田測量設計・国土開発 センター・山長建設共同提案体」
	漁業集落防災機能強化事業	用地造成ほか 整備戸数 4戸(公4戸)		平成 27年 6月	
唐丹 片岸	防災集団移転促進事業	用地造成ほか 整備戸数 9 戸(自 1 戸 公 8 戸)	平成 25年 12月	平成 29年 3月	C M方式：釜石市南ブロック復興整備 事業設計施工等業務 「竹中土木・吉田測量設計・国土開発 センター・山長建設共同提案体」
	漁業集落防災機能強化事業				
荒 川	防災集団移転促進事業	用地造成ほか 整備戸数 3戸(公3戸)	平成 25年 12月	平成 29年 3月	C M方式：釜石市南ブロック復興整備 事業設計施工等業務 「竹中土木・吉田測量設計・国土開発 センター・山長建設共同提案体」
	漁業集落防災機能強化事業				
大 石	防災集団移転促進事業	用地造成ほか 整備戸数 3戸(公3戸)	平成 25年 12月	平成 29年 3月	C M方式：釜石市南ブロック復興整備 事業設計施工等業務 「竹中土木・吉田測量設計・国土開発 センター・山長建設共同提案体」
	漁業集落防災機能強化事業				

(出典) 釜石市資料

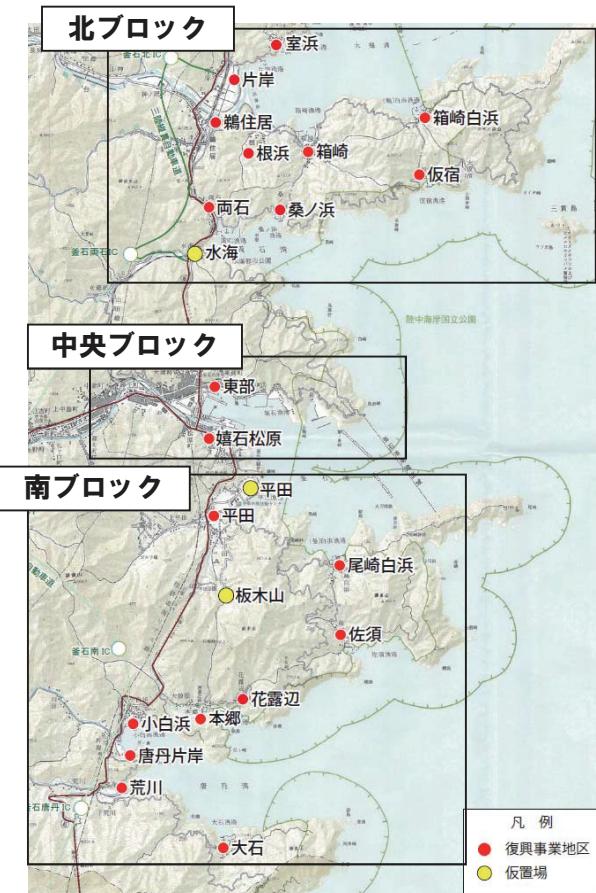


図 釜石市復興事業地区一覧

(出典) 釜石市資料より作成

○事業の進捗状況

- ・事業の総筆数は、2,648 筆で、平成 25 年度に 1,030 筆（計 1,055 筆）、進捗率約 40%、平成 26 年度に 1,076 筆（計 2,131 筆）、進捗率約 80% とし、平成 27 年度中に完了見込みである。
 - ・相続協議の必要がある案件は長期化の傾向にある。平成 26 年度までは進捗率もほぼ倍増であったが、平成 27 年度は停滞傾向となっている。これは、協議・交渉が難航している事業が引き続き残っていることによるものである。今後、跡地利用が本格化するなかで、新たに用地取得の必要が生じる可能性はあるが、平成 27 年度中には完了を見込んでいる。

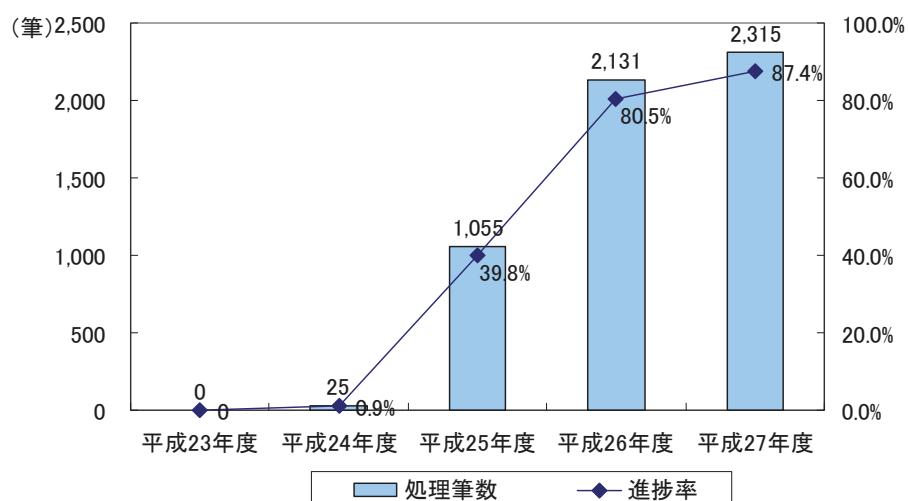


図 事業における処理筆数及び進捗率の状況

注) 平成24～25年度時点では全容を把握できず、総事業筆数は現時点から遡って算出したもの。
(出典) 釜石市資料より作成